

総社市社会福祉事務所事務決裁規程（平成17年総社市福祉事務所訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成26年7月1日

総社市社会福祉事務所長

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
項目	所長の決裁事項	課長の専決事項	項目	所長の決裁事項	課長の専決事項
略			略		
22 <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）</u> に関すること。		○	22 <u>母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）</u> に関すること。		○
略			略		
備考 略			備考 略		

附 則

この訓令は、平成26年10月1日から施行する。